



子どもの虐待について

問合せ
学校教育課

児童虐待には、いくつかの種類があります。

●身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどさせるなど

●性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

●ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

●心理的虐待：言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

●経済的虐待：子どもがアルバイトなどで得た収入を、保護者の遊興費にあてるなど

これらの行為を、親や保護者が子どもに行うことを児童虐待といいます。保護者の意向に関わらず、子どもの視点で判断することが重要です。周りの人から見れば、おかしいと気づきつつも、それがしつづけるのか虐待なのか迷ってしまうことがあります。また保護者自身も、しつづけるつもりで子どもをひどく傷つけてしまうことがあります。大切なことは愛情の有無ではな

く、子どもの心身に悪影響を与える行為や、子どもが苦痛に感じる行為は、虐待にあたるということです。

学校は、普段の様子の違いなど虐待に気づきやすい立場にあります。子どもの状況を的確に把握するために「児童虐待防止の手引き・大阪府教委発行」などを活用して、児童虐待の早期発見に努めています。また、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、児童相談所などの関係機関と連携しながらその対応にあたります。

児童福祉法および児童虐待防止法では、虐待を受けているのではないかと思われる場合は、市区町村（児童虐待担当窓口）または児童相談所（子ども家庭センター）に通告をしなければなりません。

学校・家庭・地域の連携により、児童虐待から子どもたちを守りましょう。

【児童虐待通告窓口】

- 市役所 子育て支援課
(家庭児童相談室)
- 大阪府岸和田子ども家庭センター (☎441-0125)

学校園紹介



校訓「働きましょう・工夫しましょう・力を合わせましょう」
～日新小学校～

日新小学校では、「一人ひとりを生かす教育」を推進し、個性の伸長に努め、基礎学力の充実を図ることを目標に取り組んでいます。今回は、学校で行っている様々な取組の中で、特色ある教育活動について紹介します。

【福祉ボランティア活動】

●友愛訪問

毎月第4週の水曜日に福祉委員さんと一緒に6年生児童が、誕生月の一人暮らしのお年寄りの家を訪問します。長生きを願いながら、お祝いのプレゼントをお渡しします。

●ユニセフバザー

3学期の授業参観にユニセフバザーを行っています。参観にこられた保護者の方に買ってもらい、その売り上げをユニセフに募金します。品物は、保護者からの提供品です。

【体験活動】

●田植え・収穫・野菜作り

5年生・3年生は、地域の方の協力を得ながら、それぞれの学年で田植え体験・収穫の稲刈り・野菜作りを体験し、農作物作りの大変さや収穫の喜びを感じることができています。



【平和学習（全校児童）】

6年生が修学旅行に行く前に壮行会や折り鶴集会を行い、全校で平和の大切さや戦争の悲惨さを学んでいます。壮行会では、6年生が中心となって、修学旅行の意義や事前の平和学習について説明し、折り鶴集会で全校児童が平和を祈る折り鶴を折ります。そして、修学旅行では、広島原爆の子像と原爆慰霊碑前で慰霊祭を行います。



職場体験の取組みとクラブ活動紹介
～日根野中学校～

■2年生が職場体験学習へ

キャリア教育の一環として、11月17日・18日と2年生が職場体験学習を行いました。市内80以上の事業所で2日間お世話になりながら、仕事について体験させていただきました。



▲ヘアサロンでの学習の様子



▲JRでの学習の様子

■クラブ活動 頑張っています！

体育系クラブ・文化系クラブ併せて17のクラブ活動があります。みんな一生懸命にクラブ活動に励んでいます。秋季大会で結果を出したクラブもあります。毎週の全校集会ではクラブ表彰があり全校全員で栄光をたたえています。



◀大阪秋季大会3位のソフトボール部

▼秋季中央大会に出場したサッカー部



写真以外にも他のクラブもそれぞれの目標に向かって頑張っています！

泉佐野市青少年指導員連絡協議会 ～環境浄化活動～

問合せ 学校教育課



泉佐野市青少年指導員連絡協議会では、青少年の非行防止と健全育成のために地域や学校などと連携しながら様々な活動を行っています。非行防止のための活動としては、市や地域の行事などの際に補導活動を行っています。また、健全育成のための活動としては、通学路の危険箇所などの点検活動や社会環境実態調査、環境浄化活動などを行っています。



その中でも特に地域や学校と協力して行っているものが、環境浄化活動です。環境浄化活動は、年間3回（5月・12月・3月）実施しています。毎回およそ400～500人の参加者があり、各中学校区で青少年指導員、教職員、生徒、PTA、更生保護女性会などが協力して地域の不法屋外広告物の撤去、空き缶、散乱ごみの撤去など、青少年の発達にとって望ましい環境整備がなされているか点検を行っています。また、環境浄化活動に必要な道具（軍手やゴミ袋、ゴミ拾いばさみなど）の準備やゴミ処理、不法投棄物の回収については環境衛生課も協力して行っています。



今年度は、第1回を昨年5月22日(日)、第2回を昨年12月4日(日)に実施しました。どの校区からもトラックの荷台にいっぱいのごみが、ゴミ処理場に運び込まれました。どの校区も積極的に活動し、ペットボトルや空き缶、壊れた傘、電子機器、タイヤなど、様々なごみが回収・処理されました。



環境浄化活動をたくさんの方が協力して行うことで、自分たちが住んでいる地域の環境への意識が高まるとともに、地域のつながりがより一層強くなっていくことを期待しています。そして、たくさんの人と力を合わせてこれからも住みよい環境づくりを進めていきたいと思っています。
※次回の環境浄化活動は、3月5日(日)を予定しています。

